

出張報告

報告日 令和6年 8月 5日

会派名	柏盛クラブ
報告者氏名	重野正毅
種別	<input type="checkbox"/> 調査研究（ <input type="checkbox"/> 行政視察） <input checked="" type="checkbox"/> 研修会 <input type="checkbox"/> 要請・陳情 <input type="checkbox"/> 各種会議
用務	議員がめざすべき議会の姿
日時	令和6年7月18日（木） ~
場所 （会場）	映像視聴で研修
調査項目等	<ul style="list-style-type: none">・「議会」と「行政」の関係性について・議会が持つ権限とは・議員が使いこなすべき議会機能・住民へ発信してこそ意味のある議会の在り方
概要	<ul style="list-style-type: none">○議会と行政は「車の両輪」だろうか・議会が首長の独善、独走を防ぐ「ブレーキ」となり、また住民の福祉をより一層向上させる「アクセル」となって機能することが求められる。○議員は全体の奉仕者としての言動を○地方自治法に基づく意見書の提出を<ul style="list-style-type: none">・「当該地方公共団体の公益に関する事件」と規定されているにも関わらず、当該団体の公益とは解釈できないような国の外交問題に関する意見書も散見される。・議長が受理する義務があるといえども、外交問題に関する意見書の取り扱いについては議運で協議が必要なのでは。○質疑のルール<ul style="list-style-type: none">・標準会議規則 55 条には、「議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べるできない。」56 条には「質疑は、同一議員につき、同一議題について ○回を超えることができない。」と記載されている。この○には各議会で数字を記入する。町村議会では3回となっている。○決算審議における付帯決議で議会の意思を明確に<ul style="list-style-type: none">・決算を認定して付帯決議を付けないと、議会としての意思が住民には理解できない。○議会機能を使いこなそう<ul style="list-style-type: none">・委員会における重要議案の審査では、参考人制度を活用し外部の意見を聞く。

	<p>また、議案審査時、必要に応じて委員派遣により現地を見るのが大切である。</p> <p>○自治体の内部機関である議会から住民へ発信を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員が提言したことで市政に取り入れられた政策内容について、議長が市長に要請して、それを列記した資料の提出を求め、議会のホームページや議会だよりなどに掲載すれば、住民が議会の働きを理解することにつながる。
所感等	<p>【重野正毅】</p> <p>講師は福岡県福津市の前議長であったこともあり、法令関係はもとより議会人としての矜持や住民の福祉増進に資するためにはどうすべきかなどをご自身の体験をもとにした実例を挙げながら話を進めてくださった。</p> <p>意見書の取り扱いや質疑の発言回数、決算審議での付帯決議、参考人制度など、柏崎市議会でも取り扱っていることでもあるが、法的根拠や福津市議会での実例を学べたことで次の定例会ではこれまでは持てなかった視点を持って臨めると思う。また、住民への発信については、議会側が提言したこと、一般質問も含んで、が実際の事業に反映されたものがあれば、それを住民に伝えていくことも必要なことだと思った。</p>

会 派 名	柏盛クラブ
報告者氏名	重野正毅
種 別	<input type="checkbox"/> 調査研究（ <input type="checkbox"/> 行政視察） <input checked="" type="checkbox"/> 研修会 <input type="checkbox"/> 要請・陳情 <input type="checkbox"/> 各種会議
用 務	一般質問・質疑の本質とは
日 時	令和6年7月18日（木） ~
場 所 （会場）	映像視聴で研修
調査項目等	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問を行う意味 ・「質問」と「質疑」の違いとルール ・予算質疑と決算審議で押さえておきたいポイント
概 要	<p>○一般質問とは何か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般質問は市政全般および市政の基本的なことを問うのが趣旨なので、行政の責任者である市長に、議員が政策提言したことについて、やるのかやらないのかなどを質問するのが基本。だから、一般質問で要望するような発言が多くなるようであれば、議長としては止めてもいいのではないかと。 ・質問事項の事実調査、裏付けをきちんととってから臨まなければならない。 <p>○「質問」と「質疑」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準会議規則 55 条には、「議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べる事ができない。」と規定されている。質疑とは議案の疑問点を質すこと。 ・質問は議員自らの意見や提言などを述べる事ができる。政治は「不」が付く言葉を解消することが大切。住民が思う「不満」「不足」「不備」「不利」「不安」などを解消する役割を議員は担っている。 <p>○予算審査と決算審査で押さえておきたいポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体の財政に大きく影響を及ぼす「骨太の方針」に目を通しておく。 ・毎年 8 月に総務省が「総務省所管予算概算要求の概要」を発表し、「地方交付税の要求の考え方」が発表される。 ・毎年 12 月末に発表される「地方財政対策」。 ・毎年 2 月に国会に提出され一般に公表される「地方財政計画」。 ・予算などの国の動きは、大なり小なり必ず地方自治体との関係が出てくる、現在話題になっている「異次元の少子化対策」などは必ず自治体の予算にも影響してくる。 ・決算審査においては、「当該予算を執行して、どのような効果があったのか」「住民福祉の増進にどれだけ寄与したか」などの質疑が求められる。
所 感 等	<p>【重野正毅】</p> <p>一般質問の作成や組み立てについては自分自身もそれなりの経験を積み重ねてきたため講師の気持ちに共感できた。</p>

法令では質疑では自分の意見を述べることはできないとあり、質問では意見や提言を述べるができる、とある。ここでの質疑とは委員会審査でのことで質問は一般質問と受け取るのであろうが、この区別を理解はしていても、委員会審査で意見を付してしまいがちになる。先日の研修では特に決算審査において、質疑で提言を付すことが予算に反映されることにつながる、という説明もあり、住民の福祉増進のためには何が正解なのか考えてしまう。

いずれにしても、基礎自治体の議員とはいえ、予算は国の動きが必ず影響を及ぼすことから、その動きを注視する習慣を身に付けなければならないと思った。